

家賃補助制度のお知らせ

弘前厚生学院では、自宅外通学をする学生を対象に経済支援の一助として「家賃補助制度」を新設しました。自宅通学が困難なため下宿やアパート暮らしをしなければならない学生に、家賃負担を軽減してもらうための補助制度です。



補助金額

月額 **1万円**

対象期間

本学院学則で定める修業年限とします。
(最長3年間)

ただし、以下のいずれかに該当した場合は支給できません。

- ①結婚又は同棲をしている場合
- ②留年、退学をした場合
- ③本学院学則で定める懲戒処分を受けた場合
- ④本学院の前期、後期の学業成績が不振(学年順位下位10%)であった場合
- ⑤その他、補助金を継続支給することが適切でないと学院長が判断した場合

対象者

次の①～④すべてを満たす方

- ①本学院こども学科又は介護福祉科に新年度から入学する方。
- ②自宅(家族の居宅)外からの通学生であり、一般の賃貸住宅(学生会館等を除く)に居住しなければならない方。
- ③自宅(家族の居宅)から本学院まで通学した場合に、通常の交通手段、経路を利用して約60分以上を要する方。
- ④他校に通学する姉妹又は従姉妹と同居の場合は、本学院学生1名分が対象です。

※再就職訓練等で在籍する学生は対象外です。

申請方法

2020年4月に開催する入学説明会にて申請書を配布します。

選考方法

上記申請による書類選考。結果は申請者へお知らせします。(4月下旬)

その他

- 日本学生支援機構、地方公共団体等から貸与される奨学金と補助金の併給は可能です。
- 補助金の支給は、毎月26日となります。なお、第1回目は5月26日に2ヶ月分を支給します。また、各年度の最終回は2月26日に2ヶ月分を支給します。
- 申請等に不正があった場合は、支給した補助金を全額返還していただきます。
- 提出書類等は、返却できません。



弘前厚生学院

〒036-8185 青森県弘前市御幸町8-10
TEL.0172-33-2102 FAX.0172-32-5233
www.h-kouseigakuin.jp

